

- ① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組  
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組  
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新** [1]包括的な相談・調整窓口の整備  
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

## 対象地域

【面積】14.33km<sup>2</sup>  
【人口】72,400人  
【うち65歳以上】19,114人  
【高齢化率】26.4%

※令和7年12月時点

## 背景・経緯

- ・ 検討開始時期：令和6年
- ・ 取組開始時期：令和7年5月
- ・ 開始に至る経緯：超高齢化の進展や少子化、非婚化などの家族形態、社会経済情勢の変化により、頼れる身寄りがない高齢者の終活に課題認識を持ち、終活に関して不安を持たれている方が、人生の最期まで安心して暮らせるようサポートするため事業を開始。

## 事業概要、実施スキーム

### 【事業概要】

人生の最期まで安心して暮らせるよう、終活に関するさまざまな相談を受け付け、葬儀・納骨などの手続きについて支援するエンディングサポート事業を実施。

①終活相談：終活についての相談を受け、相続や遺言作成、成年後見制度などを案内。司法書士などの専門家を紹介。

②生前契約支援事業：協力葬祭事業者との葬儀・納骨などの生前契約を支援

### 【利用者の要件】

以下の全てに該当する泉大津市民 ※終活相談事業は要件なし

- ✓ 概ね65歳以上（60歳以上で余命宣告を受けている方も対象）
- ✓ ひとり暮らしで、葬儀等を行う頼れる身寄りがない方
- ✓ 月収18万円以下、預貯金等350万円以下、固定資産評価額500万円以下
- ✓ 生活保護を受給していない方

### 事業の流れ



## ステークホルダーの役割

### 【管理監督団体】

#### 泉大津市（直営）

- 利用者の相談受付、生活状況を聞き取り、本事業に該当するか確認
- 相談者に協力葬祭事業者のリストを情報提供
- 契約時の立会い、契約書写しの保管、預託金の保管状況の確認
- 定期的な生活状況の確認、リビングウィルの保管、関係者への情報提供
- 契約の履行確認

### 【協力葬祭事業者】

- 利用者との契約締結
- 預託金の保管、管理
- 泉大津市への実施報告

### 【司法書士】

- 泉大津市の紹介を受けて、終活相談に乗る

### 【利用者（市民）】

- 情報収集、泉大津市等に相談
- リスト内の協力葬祭事業者から契約先を選択、選択した事業者と契約締結

## 基本指標（R7.12時点）

### 【自治体】泉大津市

- 予算：58万円（令和7年度）

### 【相談・契約対応者の体制】

- 常勤：1人（総括主査と兼務）
- 非常勤：なし
- 利用者負担（目安）：死後事務委任契約の場合計36万円程度を預託（葬儀費用上限30万円、納骨等費用上限5万円、事務管理費1万円）  
※希望により、追加費用を支払うことで内容の拡充も可能

### 【事業の実績】（令和7年5月開始～12月末）

- 新規相談受付人数：9人
- 生前契約支援事業の新規契約人数：0人
- 終活相談につないだ人数：5人

## 工夫、配慮等

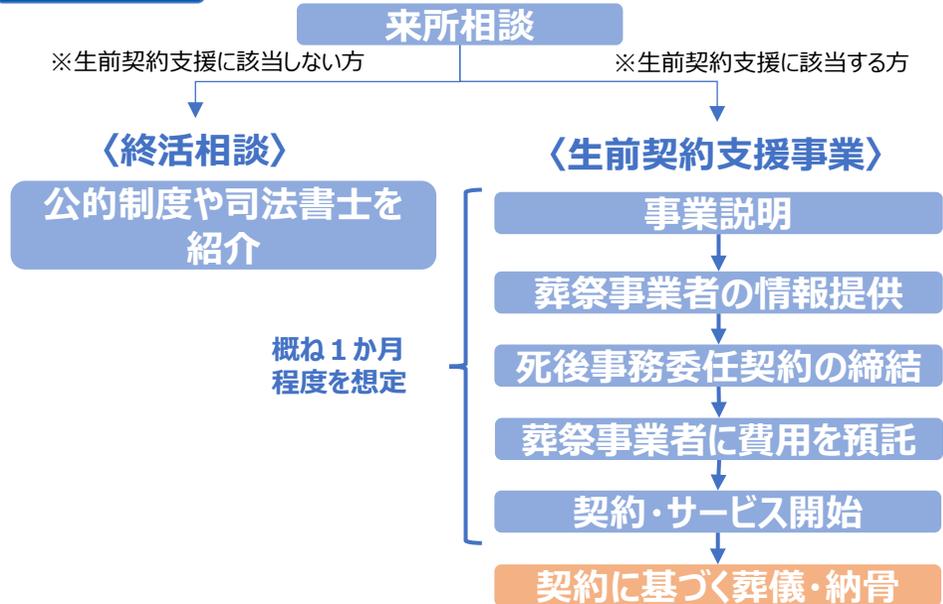
### 【対応するうえでの工夫・配慮】

- 市近郊の葬祭事業者事業説明を行ったり、終活相談では相続・遺言・成年後見等終活相談に長けた司法書士と連携し相談にあたっている。
- 意思決定支援においては、本人が理解できるまで丁寧に説明するほか、サービス提供に係る理解が難しいと感じた場合は、終活相談として司法書士に相談したり、成年後見制度利用の可能性を確認したりしている。
- 死後事務委任契約の締結時に市職員が同席することで契約における不安の解消を図っている。
- 生前契約支援事業で対象外になった方や、生前契約支援事業以外のサービスやその他終活に関する相談については、別途終活相談につないでフォローしている。

### 【効果】

- 身寄りのない単身高齢者が、終活について相談できる場が出来たことにより、不安の解消につながった。

## 利用の流れ



## 現状の課題、今後の展開

### ＜エンディングサポート事業全体の課題＞

- 当初は問い合わせが多かったものの、現時点では相談件数が少ない。
- 相談対応により終活に関する疑問や不安の解消にはつながっているが、死後事務委任契約の締結には至っていない。

### ＜生前契約支援事業の利用＞

- 生前契約を締結したいと考えて相談に来てでも、所得要件等を満たせず、契約に至らないケースが多い。（要件が合わない場合には、資産が少なくなるまで待つという判断をされる方や、終活相談として司法書士の紹介を受ける方などがある）
- 今後は、要件の緩和やサービス内容の拡充を検討する。